

大阪府小売市場国民健康保険組合規約

(組合員の範囲)

第6条 組合員は、大阪府内に所在する複数の小売商（加入の有無に関わらずその一部が生鮮食料品を販売）によるスーパーマーケット・ショッピングセンター・商店会（以下「小売市場」と総称する。）において小売市場業務に従事する者で、[第4条の地区内](#)に住所を有する者及び組合に使用される者とする。

2 前項の規定にかかわらず、チェーンストアの直営部門とテナント部門において、同一フロア区分に位置せず、敷地内の別棟に配置する専門店については、加入の有無に関わらず、その一部に生鮮食料品を販売する小売商が無い場合には組合員としない。